

製造業等で働く人のための「職長等安全衛生教育」 建設業で働く人のための「職長・安全衛生責任者教育」

開催のご案内

製造業・建設業では、労働安全衛生法第60条で現場において作業中の労働者を直接指導又は監督する職長等は、生産ラインや作業現場の第一線にあって、働く人の安全と衛生を確保する職場の要であり、極めて重要な立場にあります。このため労働安全衛生法では、事業者、「職長等」に対して「職長等安全衛生教育」の実施を義務づけております。特に建設業については、厚生労働省、平成12年3月28日付け基発179号通達により、特別の科目（2時間相当）の実施が求められております。当協会は事業者に代わって「職長等」の重責を遂行するために必要な知識の付与、管理能力の啓発等の充実した内容の教育を行います。

- ・ 受講対象者 製造業等の職長、班長等の現場監督者（受講時間 12時間）
建設業の職長・安全衛生責任者等の現場監督者（受講時間 14時間）

- ・ 講習日程 令和7年 12月 4日（木） 8：40～16：55
（「職長等安全衛生教育」受講者は14：40まで）
令和7年 12月 5日（金） 8：40～17：00

- ・ 講習場所 西淀川中小企業会館（JR東西線「御幣島駅」改札出て2番出口「かごの屋」横）

- ・ 受講料
（テキスト代・税込）

	職長等安全衛生教育	職長・安全衛生責任者教育
会 員	14,630 円	18,700 円
非会員	16,830 円	20,900 円

- ・ 申込方法 お申込み前にお電話、またはネット(当協会ホームページ参照)からご予約ください

11月27日（木）までに下記いずれかの方法で受講料をお支払いいただき、必要書類をご提出ください。

- 窓口 ①受講申込書（写真貼付け必須） ②受講料を協会までご持参下さい。

- 銀行振込 下記の書類をご郵送、又はPDFにてメール送付願います。

- ①受講申込書（写真貼付け必須）

※ 申込書及びご入金を確認後、『受講票』をFAX又はメールにて送付いたします。

【振込先】 銀行名：三井住友銀行十三支店 普通預金
口座番号：3605344
口座名義：一般社団法人淀川労働基準協会

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※ご請求書をご希望の場合はお申しつけください。PDFにてメール送信いたします。
郵送をご希望の場合は郵送料を貴社にてご負担願います。

注）①講習日前7営業日以内でのキャンセル及び欠席については受講料は返金できません。

②次回への繰越し措置(1回限り)は講習開催日7営業日前までにご連絡いただいた場合のみ可能です。

但し、繰り越し後の講習においてご都合が悪くなられた場合でもご返金はできません。

◎ 講習申込先
一般社団法人 淀川労働基準協会
〒533-0013 大阪市東淀川区豊里2丁目24-2

TEL 06-6195-3992
FAX 06-6195-3996
mail yodokyou@feel.ocn.ne.jp

製造業等で働く人のための「職長等安全衛生教育」受講申込書（修了者台帳）

建設業で働く人のための「職長・安全衛生責任者教育」受講申込書（修了者台帳）

（該当受講講習以外は二重線で消してください）

※欄は記入しないこと

※修了証番号				※受講番号		
生年月日	年	月	日	※ 交付年月日		
ふりがな					(写真貼付)	※受領
氏 名					3,0cm×2,4cm 申込前6ヶ月以 内に撮影した上 三分身正面脱帽 のもの。	
旧姓または通称						
旧姓・通称併記について	併記を希望します はい / いいえ					
現 住 所	〒 ー 電話 ()					
勤 務 先	事業場名 電話 ()					
	所 在 地					
連 絡 先	担当者名 部課名					
	電話 ()					
※ 再交付又は 書替	再・替	年	月	日	内 容	
	再・替	年	月	日	内 容	
	再・替	年	月	日	内 容	

年 月 日

一般社団法人 淀川労働基準協会長 殿

（注） 1. 写真(3,0cm×2,4cm申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの)

2. 旧姓または通称を希望する場合、住民票の写し等の公的な証明書を添付すること。

《個人情報について》

個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施以外には使用致しません。